第５編　環境調査編

第１章　総　則

第１節　適　用

環境調査は、環境影響評価及び河川水辺・ダム湖環境調査からなり、河川水辺・ダム湖環境調査の詳細については、**設計図書**によるものとする。

第２節　準拠基準

請負者は、調査を実施するに当たっては、次に掲げる基準等及び**設計図書**によるものとし、最新の技術基準等に基づいて行うものとする。

（１）「道路」「ダム」「堰」「湖沼開発」「放水路」の各事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目の係る調査、予測及び評価の合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
（２）改訂建設省河川砂防技術基準（案）調査編（日本河川協会）
（３）河川水辺の国勢調査マニュアル（案）
（４）ダム事業における環境影響評価の考え方（河川事業環境影響評価研究会）

第２章　環境影響評価

第１節　環境影響評価

本章は、「ダム」「堰」「湖沼開発」及び「水路」の各事業に係る環境影響評価の項目の選定並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を実施する場合に適用する。

第２節　環境影響評価方法書の作成

１．請負者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について方法書を以下に示すとおり作成する。

２．事業特性及び地域特性の把握

（１）請負者対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容（以下「事業特性」という。）

並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握し、その選定理由を明確にしなければならない。

なお、対象事業実施区域は、既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（２）情報把握の項目は、次の各号に示すとおりとする。

１）事業特性に関する情報（種類、実施区域の位置、規模及び形式並びに供用に関する事項、工事計画の概要、その他事業に関する事項）

２）地域特性に関する情報

①自然的状況（大気環境、水環境、土壌及び地盤の状況、地形及び地質の状況、動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況、景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況）

②社会的状況（人口及び産業の状況、土地利用の状況、河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況、交通の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況書及び住宅の配置の概況、下水道の整備の状況、環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況、その他）

（３）調査方法は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握する方法とする。この場合において、請負者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するとともに、必要に応じ、関係する団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取又は現地の状況を**確認**するよう努めなければならない。

３．環境影響評価の項目の選定

請負者は、対象事業に係る環境影響評価の項目の選定するに当たって、各事業の事業特性及び地域特性、知事・住民等の意見を踏まえ、次の各号に示す影響要因並びに環境要素毎に検討する。

（１）請負者は、一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）ついては、次に掲げる影響要因を土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分しなければならない。

１）対象事業に係る工事の実施

２）対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であっ

て対象事業の目的に含まれるもの（以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

（２）前記（1）の作業は、次に掲げる環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に行い､区分された環境要素毎に行う。

１）環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

①大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭、その他大気環境に係る環境要素）

②水環境（水質（地下水を除く。)、水底の底質、地下水の水質及び水位、その他水環境に係る環境要素）

③土壌に係る環境その他の環境（地形及び地質、地盤、土壌、その他の環境要素）

２）生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

①動物

②植物

③生態系

３）人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

①景観

②人と自然との触れ合いの活動の場

４）環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

①廃棄物等

②温室効果ガス等

第３節　調査、予測及び評価

１．調査、予測及び評価の項目

調査､予測及び評価は､第５編第２章第２節により選定した項目について実施する。

２．調査、予測及び評価の対象地域

調査、予測及び評価の対象とされた地域は、対象事業の実施により選定項目とされた環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される地域及びその周辺の区域とし、**設計図書**による。

３．調査期間等

調査に係る期間、時期又は時間帯については、調査すべき情報の内容を考慮して定めるものとし、季節の変動を考慮する必要がある調査については、季節変動の影響を把握できるよう調査期間を設定する。

４．予測対象時期等

予測対象時期等については、供用開始後定常状態になる時期、工事の実施による環境調査が最大になる時期その他の予測を行う上で適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯とする。

５．予測は、環境の状況変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験､事例の引用又は解析その他の手法により､定量的に把握するよう努める。また、予測の手法は**設計図書**による。

６．評価は、現状調査・予測の結果に基づき、科学的な知見を踏まえ、施工性、経済性等を総合的に勘案し、事業者の実行可能な範囲で、事業を実施することによる環境影響が、できる限り回避・低減されているかどうかをとりまとめる。評価方法は**設計図書**による。

第４節　現状調査

１．現状調査は、文献調査及び現地調査による。

２．請負者は、現状調査を行うに当たっては、監督員と緊密な連絡をとりながら行わなければならない。

３．文献調査は、国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手（以下「既往資料調査」という。）、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。

４．現地調査は、文献調査より十分な情報が得られない、あるいは最新のデータが得られない場合に直接現地に出向き実施するものとする。

第５節　環境保全措置の検討

１．環境保全措置の検討

　請負者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外は、選定された項目に係る環境影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し、低減すること、又は必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素として国等が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として、環境の保全のための措置を検討しなければならない。

２．事後調査

　請負者は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査の提案を行わなければならない。

第６節　環境影響評価準備書の作成

　請負者は、環境影響評価の結果について、都府県知事・市町村長・住民等から環境保全に関する意見を聴くための準備書を作成しなければない。なお、作成方法等は、方法書に準ずる。

第７節　環境影響評価書の作成

　請負者は、準備書について、都府県知事・市町村長・住民等から意見が述べられたときはこれを勘案し、準備書に係る環境影響評価の結果を記載した環境影響評価書を作成しなければならない。